

湯来南運動広場に敷設する人工芝等の供給等事業者公募要領

1 趣旨

湯来南運動広場に敷設する人工芝、充填材及び基布等（以下「人工芝等」という。）については、運動広場を野球、ソフトボールのほか、サッカーにも供する広場とするため、これら用途に適したものとする必要があるほか、快適な競技環境の提供や隣接する河川や地下水環境にも配慮するとともに、高い耐久性能を備えたものとする必要がある。

この要領は、適切な事業者による湯来南運動広場に最も相応しい人工芝等の供給等が行えるようにするため、事業者を広く募集し、選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業名

湯来南運動広場に敷設する人工芝等の供給等事業

3 事業概要

(1) 内容

広島市（以下「市」という。）は、当該公募型プロポーザルにより選定した事業者1者（以下「事業者」という。）と別添「湯来南運動広場に敷設する人工芝等の供給等事業に関する基本協定書（案）」を内容とする基本協定を締結する。

市と基本協定の締結に至った事業者は、基本協定の内容に従い、本市が別途公告する「（仮称）湯来南運動広場人工芝整備」（以下「本工事」という。）において、人工芝等の供給等を行う。

(2) 履行場所

広島市佐伯区内（湯来南運動広場）

(3) 事業期間

基本協定書の締結日から、本工事における契約期間の満了日まで

(4) 事業担当課

広島市市民局文化スポーツ部スポーツ振興課（本庁舎2階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

Tel 082-504-2504 Fax 082-504-2066

電子メール sports@city.hiroshima.lg.jp

4 応募資格等

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。なお、応募資格等の基準日は、「参加資格確認申請書」（様式1）の受付日とする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公募の日から基本協定の締結候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (7) 公益財団法人日本サッカー協会ホームページ掲載の JFA ロングパイル人工芝の製品検査（ラボテスト）完了製品一覧に、申請社として記載のある者であること。
- (8) 次に掲げる者でないこと。
- ア 審査委員会の委員
- イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

5 人工芝等に係る費用（材料費及び直接工事費）の上限額等

人工芝等に係る費用の上限額等は、参加資格確認結果の通知に合わせ、以下の内容を通知する。なお、上限額は消費税及び地方消費税を含まない額とする。

- (1) 人工芝等に係る上限単価（材料費及び直接工事費を含む。）（円/㎡）

6 人工芝等の仕様等

人工芝等を構成する使用材料等の仕様等は以下のとおりとする。

- (1) 使用材料等の仕様

項 目		仕 様
人工芝 (ロングパイル)	材質	温度上昇抑制機能付きポリエチレン製 同等以上
	製法	モノフィラメント
	長さ（芝丈）	55 mm以上 ※充填材の選定によっては 55 mm未満でも可
	形状	菱形、扁平、三角形、ダイヤモンド形等 ※縦割れし易いリブ形状及びそれに類する形状は不可
	幅	1.1 mm以上
	織度	12,000 dtex 以上
	厚み	280 μm 以上
強度	抜糸強度	30N 以上／束

基布等	基布材質	ポリプロピレン製織布 同等以上	※ ラボテスト検査完了証が交付された日本サッカー協会の JFA ロングパイル人工芝の製品検査における基布等でも可能とする。
	ジョイント	テープ、縫い合わせ等 幅 300 mm程度	
	接着剤	合成樹脂系接着剤	
充填材	総厚み	30 mm以上 ※ショックパットを用いて同等のクッション性を有する場合は、30 mm未満でも可 ※ラボテスト検査完了証が交付された日本サッカー協会の JFA ロングパイル人工芝の製品検査における充填材の厚さでも可	
	目砂	粒度調整特殊珪砂 ※粒径 0.2 mm以下の細粒は全体の 10%以下	
	弾性材	天然素材、ゴムチップ等 ※ゴムチップの場合、粒径 0.5 mm以下の細粒は全体の 10%以下	

(2) 人工芝等の条件

- ア 市が通知する「人工芝等に係る上限単価」を超えないものであること。
- イ 日本サッカー協会の JFA ロングパイル人工芝の製品検査（ラボテスト）の検査完了証が交付されていること。
- ウ 国内のグラウンド等における 50 万㎡以上のロングパイル人工芝の納入実績を有する製造業者の製品であること。又は、日本サッカー協会の JFA ロングパイル人工芝公認施設において複数の公認実績を有する製造業者の製品であること。
- エ 人工芝は、1 ㎡程度の部分補修（切り取り・再敷設）に対応できるものであること。
- オ 充填材（弾性材）は、20 kg/袋程度の補充用品の供給が年間を通じて可能であること。
- カ 充填材（弾性材）は、原料の製造者が明確なもので、土壤汚染対策法に基づく含有試験・溶出試験において基準値以下である安全性が保障されていること。
- キ 令和 7 年度から令和 8 年度上期に本工事を予定しており、工事工程内で材料の供給が可能であること。

(3) 留意事項

- ア 競技ラインは本工事における発注図面に従うものとし、芝色は発注者の指示に従うものとする。なお、現時点で芝色は、基準色（緑）の他、野球・ソフトボール（白）、サッカー（黄）、8 人制サッカー（青）、マウンド等の周囲（茶）及び 200mトラックのポイント（赤）を予定している。
- イ 表面排水を少なくするため、浸透性能の高い舗装構造体（開粒度アスコン）を人工芝下地に敷設する予定としている。
- ウ 本工事では、人工芝の摩耗によるマイクロプラスチックや充填材（弾性材）等の排水を通じた河川等への流出を防ぐ附帯設備を設置する予定としている。
これに関し、本工事受注者が行う附帯設備の流出防止性能の確認に当たって、当該受注者に協力すること。
- エ 敷設後、本工事の受注者は、公益財団法人日本サッカー協会による新設時のフィー

ルドテストと同等以上の自主検査を実施し、基準値以上の結果であることを確認した上で、自主検査結果を本市に提出することとする予定としている。

これに関し、本工事受注者が行う自主検査、確認及び提出等に協力すること。

7 協定書（案）

湯来南運動広場に敷設する人工芝等の供給等事業に関する基本協定書（案）のとおり。

8 応募書類の提出

(1) 参加資格確認申請書

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式 1）を作成し、下記アに示す添付書類と共に、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）にて提出すること。

確認の結果、参加資格を有すると確認された者に限り、企画提案書を提出することができる。

ア 添付書類

(ア) 広島市税について、滞納がないことを証する納税証明書の写し（発行後 3 か月以内のものに限る。）

※ 誓約書（様式 2）において、広島市税の納付義務がない旨を誓約した者を除く。

(イ) 消費税及び地方消費税について、未納がないことを証する納税証明書の写し（発行後 3 か月以内のものに限る。）

(ウ) 会社概要（様式 3）

※ 様式 3 は、既存の会社パンフレット等、様式 3 の内容が記載されているものによる代用を可とする。

イ 提出期間

公示日から令和 7 年 1 月 23 日（木）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

ウ 提出場所

前記 3 (4) の事業担当課

エ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと）

※ 発送が期間内であっても、前記 3 (4) の事業担当課に期間内に到着しない場合は無効とする。

オ 参加資格確認結果の通知

確認後、速やかに書面にて通知する。

なお、参加資格確認結果の通知に合わせて、参加資格を有する者にのみ人工芝等に係る費用の上限額を通知する。

(2) 企画提案書

ア 提出期間

参加資格確認結果の通知日から令和 7 年 2 月 10 日（月）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 提出場所

前記 3(4)の事業担当課

ウ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと）

※ 発送が期間内であっても、前記 3(4)の事業担当課に期間内に到着しない場合は無効とする。

エ 企画提案書の構成等

(ア) 表紙（様式 5-1 及び様式 5-2）

正本（様式 5-1）のみ応募者名を記載すること。

(イ) 企画提案

企画提案書（様式 6-1 から様式 6-4）を使用すること。

記載に当たっては、写真やイメージ図を用いることを可能とするが、ロゴや製品名、型番などの応募者の特定につながる記載等は不可とする。

オ 企画提案書（概要版）の作成

プレゼンテーション用に、企画提案書（様式 6-1 から様式 6-4）の内容を盛り込んだ企画提案書（概要版）を作成すること。

なお、企画提案書（概要版）は、A 3 版横書き 2 枚程度とすること。

記載に当たっては、写真やイメージ図を用いることを可能とするが、ロゴや製品名、型番などの応募者の特定につながる記載等は不可とする。

カ 提案人工芝等構成書（様式 7）及び人工芝等の仕様等の適合状況（様式 7・別紙）の作成

記載に当たっては、ロゴや製品名、型番などを使用し、提案した人工芝等を特定できるようにすること。

キ 提出部数等

(ア) 提出部数

正本 1 部

副本 1 2 部

企画提案書（概要版） 1 2 部

提案人工芝等構成書 1 枚

電子データ 1 部

提案サンプル 1 個

※ 正本表紙（様式 5-1）及び副本表紙（様式 5-2）は、紙出力（片面印刷）し、上から表紙、様式 6-1 から 6-4 の順に重ね、長編左側の 2 か所をホッチキス止めすること。

※ 正本表紙（様式 5-1）にのみ、応募者名を記入すること。

※ 企画提案書（概要版）が複数枚に及ぶ場合は、左上隅 1 か所をホッチキス止めす

ること。なお、A4サイズに内折りすることを可能とする。

※ 提案人工芝等構成書(様式7)及び人工芝等の仕様等の適合状況(様式7・別紙)を正本及び副本と編綴しないこと。

※ 電子データは、正本表紙、副本表紙、企画提案書、企画提案書(概要版)及び提案人工芝等構成書をPDFにてCD-R等の記録媒体に保存したものとする。

※ 提案サンプルは、提案人工芝等構成書に記載した、提案内容と同一内容で構成する人工芝、基布等及び充填材の一体物とし、縦15cm×横20cm程度のクリアケース入りとする。なお、クリアケースは、その触感等が確認できるよう上部で開放できるものとし、緩衝材等を使用するなどして、持ち運び等による破損等を防ぐこと。

(イ) 書式体裁

様式の定めのあるものは、提供様式(A4版)で出力すること、様式の定めのない企画提案書(概要版)は、A3版で出力することを考慮し、読み易さ、分かり易さに配慮した文字ポイントを使用して作成すること。

(ウ) その他

企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合、その者の提案すべてを無効とする。

(3) 留意事項

手続において使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とする。

9 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和7年1月23日(木)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記3(4)の事業担当課

(3) 受付方法

質問書(様式4)及び質疑応答書(様式4・別紙)に記入の上、電子メール又はfaxで提出すること。

なお、提出の際は、前記3(4)の事業担当課に電話にて質問書等の到達を確認すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページに掲載する。

10 辞退届

参加資格確認結果の通知後、やむを得ない事情により本プロポーザルを辞退する者は、辞退届(様式8)を提出すること。この場合、既に提出された書類等は一切返却しないものとする。

11 応募者の失格

参加資格確認結果の通知後、次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 企画提案書の提出期限に遅れた者
- (2) 他の応募者の参加や審査結果に影響を与える不正な行為を行った者
- (3) 参加資格確認申請書及び企画提案書等に虚偽の記載をした者
- (4) 企画提案書に人工芝等に係る費用の上限単価を超える金額を記載した者
- (5) 上記「4 応募資格等」を満たさないことになった者
- (6) その他本要領に違反すると認められた者

12 プレゼンテーション

- (1) 開催時期及び開催場所

令和7年2月27日（木）に、広島市内で開催することを予定している。

時間、場所については、別途、応募者に通知する。

応募者が複数の場合のプレゼンテーションの順番は、事業担当課においてくじ引きにより決定する。

なお、プレゼンテーションを欠席する者の提案は無効とする。

- (2) 説明等の時間

応募者による提案内容の説明時間は10分、質疑応答は5分を予定する。

説明に当たっては、提出した企画提案書に記載した内容に限ることとする。

なお、提案サンプルを用いてプレゼンテーションを行う場合は、提出した提案サンプルと同一のサンプルを別途、応募者が当日持参すること。

- (3) その他

ア プレゼンテーション会場への入室は、各応募者3名までとする。

イ プレゼンテーションは、提出した企画提案書、企画提案書（概要版）及び持参した提案サンプルにより行う。

ウ プレゼンテーションでの説明内容及び質疑への応答は、企画提案書の補足とみなす。

エ マイク設備は、必要に応じて市が準備する。

13 審査

- (1) 湯来南運動広場に敷設する人工芝等の供給等事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

- (2) 評価及び審査

湯来南運動広場に敷設する人工芝等の供給等事業候補者評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき行う。

- (3) 審査委員会の構成

審査結果の通知に合わせ公表する。（予定）

- (4) 基本協定締結の相手方の候補者の特定

本市は、最も相応しい企画提案を行った者、次点者及び第3位者を選定する。

最も相応しい企画提案を行った者を事業候補者に特定する。ただし、最も相応しい企画提案を行った者との協定締結の協議が整わなかった場合は、次点者を、次点者と協議が整わなかった場合は第3位者を事業候補者として特定する。

(5) 審査結果の通知及び公表

ア 事業候補者の特定後、結果をすべての応募者へ書面通知するとともに、協定の締結後、応募者の商号又は名称、評価結果について、広島市ホームページ等で公表する。なお、商号又は名称の公表は、最も相応しい企画提案を行った者、次点者及び第3位者の者のみ行う。

イ 評価内容の詳細についての問合せは、受け付けない。

(6) その他

審査委員会は、審査の過程において必要があると認める場合は、委員以外の専門的知見や見識を有する者等に意見の聴取や必要な協力を求めることがある。

14 基本協定の相手方とする事業候補者の行った提案内容の取扱い

基本協定の相手方とする事業候補者の企画提案書を、「湯来南運動広場に敷設する人工芝等」として特定し、その提案内容を、別途公告する本工事で使用する人工芝等に指定する。

なお、基本協定書の内容は、別添の「湯来南運動広場に敷設する人工芝等の供給等事業に関する基本協定書（案）」を原則とし、やむを得ない理由により、加筆・修正が必要な場合が生じたときは、別途協議することとする。

15 湯来南運動広場の概要

(1) 仕様等

ア 運動広場の面積

全 体：14,122㎡（人工芝敷設面積：約12,000㎡）

イ 運動広場の仕様

既 存：土

完成後：人工芝（マウンド、ホームベース周辺等を除く。）

(2) 付帯設備

照明設備、防球ネット等

(3) 平面図

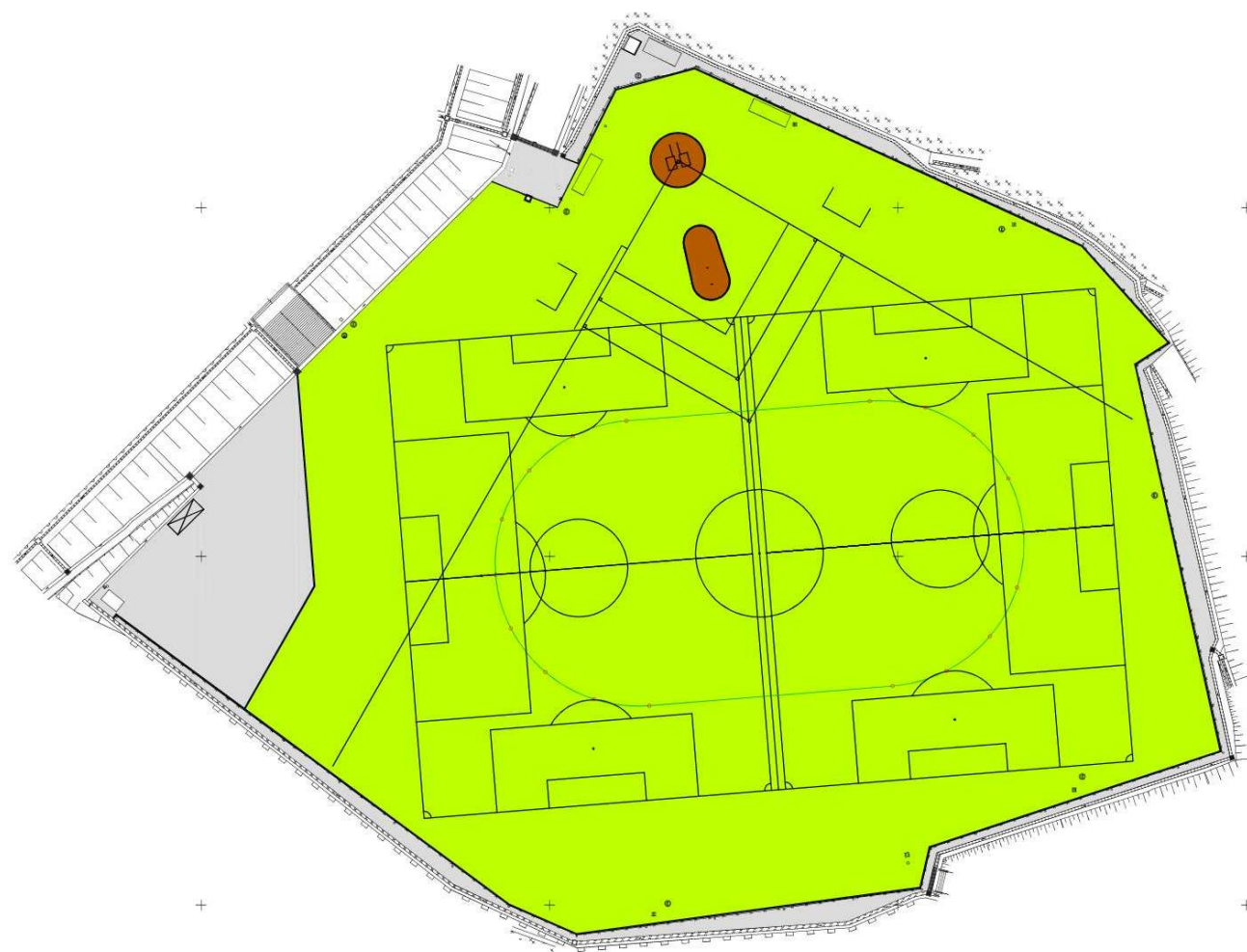
別添1のとおり。（完成後イメージ）

16 その他

(1) 本募集及びこれに関する事項につき、故意又は過失の如何を問わず、応募者（応募予定者含む。）が第三者に損害を生じさせても、市はこれを補償しない。

(2) 本募集に関する一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、市の事務所の所在地を管轄する広島地方裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

平面図（湯来南運動広場人工芝整備事業）



現時点での競技ライン等について（参考）

【野球】

- ・ 右翼 100m、左翼 75mを想定
- ・ ソフトボールや軟式野球のベースに合わせてポイントを敷設

【サッカー】

- ・ 68m×102mを想定

【8人制サッカー】

- ・ 50m×68mの2面を想定

【200mトラック】

- ・ 18カ所にポイントの敷設を想定

※ 図では実線で示しているが、ポイントのみ敷設